

令和6年度 事務事業評価一覧

No.	所管課名	事務事業名	事務事業の目的	令和6年度の主な取組	支出合計 (千円)	指標名(単位)	目標値	実績値	中長期的 方向性
1	都市計画課	用地買収事務	安全・安心で良好な住環境の創出を図るため、事業主管課との連携により道路、調整池等をはじめとする公共施設整備に必要な用地の買収を行い、各種公共施設整備の推進に寄与することを目的とする。	<道路課執行委任事業> ・市道D-133号線 ・市道E-177号線 ・市道F-55号線(八軒家交差点) <公園緑地課執行委任事業> ・大井弁天の森	21,322	用地取得(件)	6	5	継続
2	都市計画課	都市計画事務	都市計画基本方針(都市計画マスタープラン)に基づき、都市計画法や関係法令を運用し目指すべき都市の将来像に向け都市計画事業等の推進を図る。	都市計画審議会で、国道254号バイパスふじみ野地区地区計画の変更、ふじみ野市下水道全体計画変更・ふじみ野市公共下水道事業計画変更及び生産緑地地区の変更について会議を運営し、変更決定などの答申を行った。 その他として、都市計画法に基づく許認可事務や公有地拡大の推進に関する法律などの事務を執行した。 また、令和5年度より立地適正化計画策定業務に取り掛かり、令和7年3月に策定・公表を行った。	42,827	都市計画法に基づく建築の許可事務(件)	25	19	継続
						都市計画審議会運営(会議開催回数)	4	4	
3	都市計画課	まちづくり推進事業	都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、まちづくりの基幹となる「都市計画マスタープラン」を策定する。また、都市計画決定しが長期間未着手となっている土地区画整理区域を新たな手法を用いて整備する。	長期末着手土地区画整理地区である「大井・苗間第二地区」について、土地区画整理に代わる整備手法として地区計画の導入を目指すとともに、埼玉県と地区内の整備水準未達部分の考え方の整理について調整を図った。さらに、県より地区住民に対し意向調査を行う必要性についての助言を受けたことから、地区内の土地所有者に対しアンケートを送付し、意向調査を行った。 地区計画について理解をいただくため、ホームページや窓口にて地区計画について理解を深めるよう周知した。	15,428	都市計画審議会の開催数(回)	4	4	継続
						大井・苗間第二地区の整備(説明会の開催数又は啓発チラシの発行回数)	1	1	
						都市計画法に基づく地区計画の届出(件)	85	64	
4	都市計画課	開発許可審査等事務	市内において行われる一定の開発行為や建築行為について、開発行為等指導要綱に基づく開発指導及び事前協議並びに都市計画法の開発許可制度に基づき無秩序な開発の防止及び良好な宅地水準の確保を図り、もって安全で住みよい街づくりを進めることを目的とする。	令和6年度は、開発指導等要綱に基づく開発行為等事前協議の申請は34件あり、同要綱に基づき関係各課と調整を図り指導を行った。都市計画法に基づく開発許可に伴う申請は257件あり、同法に基づき開発許可の事務処理を行った。市街化調整区域の開発許可における立地基準等を確認することを目的とした開発予備申請の指導及び調整を行った。 また、まちづくり条例等に関する調査として、大規模な土地利用についての定めのある市町を選別し、市民への情報提供のあり方や構想段階の取扱いについて、本市の開発行為等指導要綱や市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例との比較検討を行った。	18,240	開発許可等申請件数(件)	240	257	継続
						開発行為等指導要綱に基づく事前協議(件)	45	34	
5	建築課	建築確認申請及び許可認定事務	市内に建築される建築物について建築基準法等に基づき審査を行い、いつまでも住み続けたい、住んでみたいと思う生活環境を維持する。	代表的な事務として建築確認申請審査がある。市が行った確認審査件数は7件、民間の指定確認検査機関が行った確認審査の査収を313件行った。また、各種申請に対する窓口業務を行い、市民サービスに努めた。 長期優良住宅の認定事務は76件行った。良質な住宅が建築され、長期にわたり良好な状態で使用されることにより住生活の向上及び環境への負荷の低減を図ることを目的としており、継続して認定事務を行った。(件数は令和7年3月31日時点)	17,544	建築確認審査件数について(件)	7	7	継続
						長期優良住宅認定件数(件)	60	76	

No.	所管課名	事務事業名	事務事業の目的	令和6年度の主な取組	支出合計 (千円)	指標名(単位)	目標値	実績値	中長期的 方向性
6	都市計画課	都市整備事業	持続可能なまちづくりの実現に向け、土地区画整理事業、駅前広場整備事業、都市計画道路等の整備の調整及び事業推進について検討実施することにより、面整備及び道路整備の総合的観点より、まちづくりを推進する。	・施行中の土地区画整理事業の促進を図るため、土地区画整理組合に助言等を行った。 ・土地区画整理事業施行地内の地区計画について、都市計画の変更提案が提出された。都市計画法に基づき地区計画の都市計画変更手続きを行い、7月下旬に都市計画変更の告示がされた。 ・施行地区内の公共施設整備等に関して、各公共施設管理者と組合との協議を行った。	25,576	区画整理事業の進捗率(%)	80	80	継続